

【A-ライフル協会】 ライフル銃の所持に関する推薦

ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第4項第2号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となるライフル銃

対象となるライフル銃は、単身単発または単身連発のライフル銃であって、日本ライフル射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満20歳以上の者
- (2) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会员）
- (3) 日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会のライフル射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (4) 日本ライフル射撃協会が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (5) 日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行なう運動競技会を含む。）のライフル射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (6) 日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるすべての射撃競技種目の内、段級位が5級以上のものがあるか、またはそれと同等以上と認められるライフル射撃競技の経験者
- (7) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) ライフル銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書（様式第1-1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、加盟団体に提出する。なお、大口径ライフル銃の申請にあたっては、次の誓約書を添付すること。
 - ① ライフル銃の所持申請の場合は、大口径ライフル銃所持に関する申請者誓約書（様式第9-1号）を添付
 - ② 既に狩猟等の目的で所持している大口径ライフル銃を標的射撃用途に使用する場合は、大口径ライフル銃の標的射撃用途使用に関する誓約書（様式第9-2号）を添付

- (2) 加盟団体は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第2号）1通を作成し、推薦申請書1通と共に日本ライフル射撃協会に提出する。
- (3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第3-1号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (4) 日本体育協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第4項第2号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（様式第4-1号）正副各1通を日本ライフル射撃協会に交付する。
- (5) 日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本1通および写しを加盟団体に送付する。
- (6) 加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。ただし、推薦を受けて所持しているライフル銃の更新には、日本体育協会の再推薦は必要ない。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会（加盟団体が主催して行なう運動競技会を含む。）のライフル射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本体育協会の推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号）1通並びに推薦

取消通知書（様式第8－1号）正本1通および写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。

- (4) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを銃砲所持推薦依頼書を発行した加盟団体に送付する。

7. 低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱によって推薦された者

低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱（平成21年12月4日）によって法第5条の2第4項第2号の推薦を受けた者であって、20歳に達したもの（当該推薦が取り消された者を除く。）は、この要綱によって推薦された者とみなす。

附則

1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する。
2. ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱（平成18年6月30日）は廃止する。